

work  
book

教員採用試驗

教職教養

# 教育原理

第2版





work  
book

教員採用試験

教職教養

# 教育原理

## Contents

テーマ01	教育課程と学習指導要領	01
	1 教育課程	2 教育課程の編成と特例
	3 学習指導要領と変遷	4 学習指導要領の改訂
	5 「総則」の概要	
テーマ02	道徳教育	25
	1 道徳性と道徳教育	2 道徳教育の概要
	3 道徳科の目標・内容	
テーマ03	総合的な学習の時間	35
	1 総合的な学習の時間の目標・内容	
テーマ04	特別活動	43
	1 特別活動の目標・領域	2 領域ごとの目標・内容
テーマ05	特別支援教育	53
	1 特別支援教育の目的	2 障害の種類と教育機関
	3 教育課程の基準と特例	4 指導方法
テーマ06	人権教育・キャリア教育	69
	1 同和問題と同和教育	2 同和問題・人権問題の歴史
	3 同和問題・人権問題に関する法令等	4 キャリア教育
テーマ07	生徒指導	83
	1 生徒指導の基礎	2 生徒指導の方法
	3 チーム学校による生徒指導体制	
	4 個別の課題に対する生徒指導	
テーマ08	教育思想・教育理論	97
	1 教授・学習理論	2 学習指導
	3 カリキュラムの分類	



---

テーマ 01

# 教育課程と 学習指導要領

重要度



## このテーマのまとめ

### 1. 教育課程

- 教育課程：総合的に組織した各学校の教育計画
- 教育課程編成の基準：①学校教育法施行規則 ②学習指導要領

### 2. 教育課程の編成と特例

- 教育課程の編成：学校教育法施行規則による（授業時間は「別表」）
- 教育課程編成の特例：
  - ・私立学校における宗教教育 ・合科授業 ・不登校の児童・生徒
  - ・特別支援学級 ・複式学級 ・日本語指導

### 3. 学習指導要領と変遷

- 学習指導要領：教育課程編成の基準の一つとして文部科学大臣が公示
- 学習指導要領の史的変遷
  - ・1947年 試案、社会科、自由研究、家庭科共修
  - ・1958年 公示（法的拘束力）、道徳の時間
  - ・1968年 教育の現代化、指導の効率化
  - ・1977年 ゆとりと充実、ゆとりの時間
  - ・1989年 個性尊重、生活科
  - ・1998年 自ら学び自ら考える、総合的な学習の時間
  - ・2008年 確かな学力、豊かな心、健やかな体

### 4. 学習指導要領の改訂

- 社会に開かれた教育課程
- カリキュラム・マネジメント
- 主体的・対話的で深い学び

### 5. 「総則」の概要

- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得／思考力、判断力、表現力等を育む  
主体的に学習に取り組む態度／個性を生かし多様な人々との協働を促す教育
- 健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現  
食育の推進／体力の向上、健康の保持増進

# 1. 教育課程

## 1. 教育課程とは

教育課程について、学習指導要領解説では、次のように示している。



### 小学校学習指導要領 解説「総則編」

・・・学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画であると言いき、その際、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

## 2. 指導計画

教育課程に基づいた指導方法や使用教材など、実際の指導に即した計画のことを**指導計画**という。



### 小学校学習指導要領 解説「総則編」

・・・指導計画は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。

## 3. 教育課程編成の基準

教育課程編成の基準は、①文部科学大臣が定める**学校教育法施行規則**と、②文部科学大臣が別に公示する**学習指導要領**となる。





### 学校教育法第33条

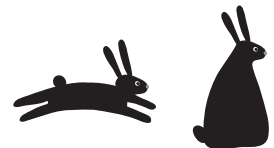
小学校の教育課程に関する事項は、第29条及び第30条の規定に従い、文部科学大臣が定める。



### 学校教育法施行規則第52条

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

※中学校・高等学校等に準用。





## 2. 教育課程の編成と特例

### 1. 教育課程の編成

#### (1) 小学校の教育課程



##### 学校教育法施行規則第50条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（略）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

小学校の教育課程は、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動の5領域によつて編成される。この編成は、教育課程編成の特例によつて編成する場合を除いて、これ以上であつても以下であつてもならない。



##### 学校教育法施行規則第51条

小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

小学校の各学年の各教科と各領域の授業時数と総授業時数は、学校教育法施行規則に付されている「別表第1」で示される。



別表第1 学校教育法施行規則〈小学校の授業時数〉

区 分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の 授業時数	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会	—	—	70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科	—	—	90	105	105	105
	生 活	102	105	—	—	—	—
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図 画 工 作	68	70	60	60	50	50
	家 庭	—	—	—	—	60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語	—	—	—	—	70	70
道徳の授業時数	34	35	35	35	35	35	
外国語活動の授業時数	—	—	35	35	—	—	
総合的な学習の時間の 授業時数	—	—	70	70	70	70	
特別活動の授業時数	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	

備考1 この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。

- 2 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

## (2) 中学校の教育課程



### 学校教育法施行規則第72条

中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

中学校の教育課程は、各教科・道徳科・総合的な学習の時間・特別活動の4領域によって構成される。



別表第2 学校教育法施行規則〈中学校の授業時数〉

区 分		第1学年	第2学年	第3学年
各教科の 授業時数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 楽	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
外 国 語	140	140	140	
道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の 授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

備考1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

- 2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

### (3) 高等学校の教育課程



#### 学校教育法施行規則第83条

高等学校の教育課程は、別表第3に定める各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探究の時間によつて編成するものとする。

高等学校の教育課程は、各教科に属する科目・特別活動・総合的な探究の時間の3領域で編成される。  
 なお「単位については、1単位時間を**50分**とし、**35単位時間の授業を1単位**として計算することを標準とする」としている。



## 【学校教育法施行規則・別表第3】

各学科に共通する各教科・科目及び総合的探究の時間並びに標準単位数

教科等	科目	標準単位数
国語	現代の国語	2
	言語文化	2
	論理国語	4
	文学国語	4
	国語表現	4
	古典探究	4
地理歴史	地理総合	2
	地理探究	3
	歴史総合	2
	日本史探究	3
	世界史探究	3
公民	公共	2
	倫理	2
	政治・経済	2
数学	数学Ⅰ	3
	数学Ⅱ	4
	数学Ⅲ	3
	数学A	2
	数学B	2
	数学C	2
理科	科学と人間生活	2
	物理基礎	2
	物理	4
	化学基礎	2
	化学	4
	生物基礎	2
	生物	4
	地学基礎	2
	地学	4
保健体育	体育	7～8
	保健	2

教科等	科目	標準単位数
芸術	音楽Ⅰ	2
	音楽Ⅱ	2
	音楽Ⅲ	2
	芸術Ⅰ	2
	芸術Ⅱ	2
	芸術Ⅲ	2
	工芸Ⅰ	2
	工芸Ⅱ	2
	工芸Ⅲ	2
	書道Ⅰ	2
書道Ⅱ	書道Ⅱ	2
	書道Ⅲ	2
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3
	英語コミュニケーションⅡ	4
	英語コミュニケーションⅢ	4
	論理・表現Ⅰ	2
	論理・表現Ⅱ	2
論理・表現Ⅲ	2	
家庭	家庭基礎	2
	家庭総合	4
情報	情報Ⅰ	2
	情報Ⅱ	2
理数	理数探究基礎	1
	理数探究	2～5
総合的な探究の時間		3～6

※2022(令和4)年4月より実施される。



## 2. 教育課程編成の特例

※特別支援学級以外の特別支援教育を除く。

※この他の特例として、「研究開発学校」「教育課程特例校」「学齢超過者」の教育課程がある。

### (1) 私立学校における宗教教育



#### 学校教育法施行規則第50条第2項

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の特別の教科である道徳に代えることができる。

高等学校では「道徳」の時間が配置されていないが、高等学校学習指導要領で認められている学校設定教科として「宗教」などを配置することになる。

### (2) 合科授業



#### 学校教育法施行規則第53条

小学校においては、必要がある場合には、一部の各教科について、これらを合わせて授業を行うことができる。



#### 小学校学習指導要領「総則」第2-3

児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

小学校で各教科として配置される国語や算数は、単独で授業を行うのが一般的だが、教科の目標をより効果的に達成するために必要がある場合には、一部の教科について、合わせて授業を行うことができるようになっており、こうした授業形態を**合科授業**という。



### (3) 不登校の児童・生徒



#### 学校教育法施行規則第56条

小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条又は第52条の規定によらないことができる。

### (4) 特別支援学級



#### 学校教育法施行規則第138条

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第73条から第74条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

### (5) 複式学級



#### 小学校設置基準第5条(学級の編制)

小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。



#### 小学校学習指導要領「総則」第2-3

学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

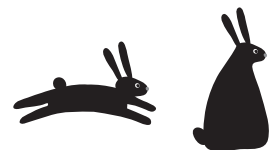


## (6) 日本語指導



### 学校教育法施行規則第56条の2

小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、(略)特別の教育課程によることができる。



## 3. 学習指導要領と変遷

### 1. 学習指導要領とは

#### (1) 学習指導要領とは

学習指導要領（幼稚園・幼稚部においては教育要領）については、学校教育法施行規則に次のように規定されている。



#### 学校教育法施行規則第52条

小学校の教育課程については、……教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する学習指導要領によるものとする。

学習指導要領は、教育課程の基準の一つである。教育課程の基準を編成する権限は国（文部科学大臣）にあり、その基準は、学校教育法施行規則と学習指導要領となる。

#### (2) 学習指導要領の法的根拠

1958（昭和33）年、学校教育法施行規則の一部が改正され、「教育課程の基準として文部大臣が別に公示する」ものとなり、教育課程の基準としての性格の明確化が実現された。これにより学習指導要領は法的拘束力を持つものとなった。

#### (3) 学習指導要領の種類

学習指導要領の種類は、次の通りである。

小学校学習指導要領

中学校学習指導要領

高等学校学習指導要領

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

特別支援学校高等部学習指導要領

幼稚園教育要領

特別支援学校幼稚部教育要領





#### (4) 学習指導要領の構成

例えば、小学校学習指導要領の構成は、以下のようになっている。

- 第1章 総則
- 第2章 各教科
- 第3章 特別の教科 道徳
- 第4章 外国語活動
- 第5章 総合的な学習の時間
- 第6章 特別活動

総則を除いて、それぞれ「目標」「内容」「指導計画の作成と内容の取扱い」が示されている。

## 2. 学習指導要領の史的変遷

### (1) 1947(昭和22)年版(試案)

=〈実施〉小・中：1947年4月～、高：1948年4月～

最初の学習指導要領である。表紙には「**試案**」と印刷されていた。

- ①「**試案**」の文字があるように、手引き・参考書としての役割。
- ②「修身」「歴史」「地理」に代わって「**社会科**」を新設。
- ③「**自由研究**」を新設。
- ④小学校で男女共修の「**家庭科**」を新設。



### (2) 1951(昭和26)年版(試案)

=〈実施〉小・中・高：1951年7月～

- ①「**自由研究**」を廃止。
- ②中学校の「**体育科**」を「**保健体育科**」と改称、高等学校に「**保健体育科**」設置。



### (3) 1958(昭和33)年版(高：1959年)

=〈実施〉小・中：1958年10月～、高：1960年10月～

1958(昭和33)年の学習指導要領の改訂は、大幅なものであった。



- ①「公示」形式。教育課程の国家的基準としての法的拘束力を持つようになる。
- ②系統主義の傾向が強まり、**科学技術教育の向上**を図った。
- ③小・中学校に「**道徳**」の時間を新設。
- ④道徳教育の充実のため、高校に「倫理社会」を必修科目として新設。



#### (4) 1968(昭和43)年版 (中:1969年、高:1970年)

＝〈実施〉小:1971年4月～、中:1972年4月～、高:1973年4月～

「教育内容の現代化」に対応する改訂となり、高度経済成長の影響を受け、系統主義教育の重視や科学技術教育の重点化が一層推し進められた。

- ①授業時数を「標準時数」とする。
- ②**理数系科目で教育の現代化**、指導の効率化を図る。
- ③小・中学校では特別教育活動と学校行事等を統合して「特別活動」を新設。



#### (5) 1977(昭和52)年版 (高:1978年)

＝〈実施〉小:1980年4月～、中:1981年4月～、高:1982年4月～

調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成を目指し、「**ゆとりと充実**」をキャッチコピーに、授業時間を約1割、指導内容を約3割、大幅削減した。

- ①「**ゆとりの時間**」(学校裁量の時間)の新設。
- ②個性や能力に応じた教育。



#### (6) 1989(平成元)年版

＝〈実施〉小:1992年4月～、中:1993年4月～、高:1994年4月～

この改訂では、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成を目指すことを基本とし、それに伴う「新しい学力観」が提唱された。



- ①小・中・高校で、個性尊重の教育を目指した。
- ②小学校の低学年で社会科と理科を統合して「生活科」を新設。
- ③高校で「社会科」を解体して「地歴科」「公民科」に。
- ④国旗掲揚・国歌斉唱が「望ましい」から「指導するもの」に。



### (7) 1998 (平成10)年版 (高:1999年)

=〈実施〉小・中:2002年4月～、高:2003年4月～、幼:2000年4月～

2002 (平成14) 年度から実施予定の完全学校週5日制の導入に対応するための改訂である。「生きる力を育む」をキャッチコピーとする大改訂となった。

- ①豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚の育成を重視。
- ②自ら学び自ら考える力を育成。
- ③ゆとりのある教育活動を展開する中で、個性を生かす教育の充実。
- ④教育内容の精選、大幅な授業時数減。
- ⑤総合的な学習の時間の創設。
- ⑥情報化への対応 (中学校「情報基礎」・高等学校「情報」新設)。



### (8) 2003 (平成15)年 一部改正

- ①学習指導要領に示していない内容を加えての指導が可能なことを明確化。



### (9) 2008 (平成20)年版 (高:2009年)

=〈実施〉小:2011年4月～、中:2012年4月～、高:2013年4月～

ゆとり教育を見直し、「確かな学力」の確立を踏まえた改訂となる。



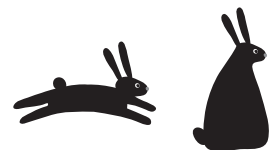
- ①基礎的・基本的な知識・技能の習得。
- ②思考力・判断力・表現力の育成。
- ③**確かな学力**を確立するために必要な授業時数の確保。
- ④学習意欲の向上や学習習慣の確立。
- ⑤豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実。



#### (10) 2017(平成29)年版 (高:2018年)

=〈実施〉小:2020年4月～、中:2021年4月～、高:2022年4月～

急激な社会の変化の中、一人一人が持続可能な社会の担い手として、質的な豊かさを伴った個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出していくことが期待される。このことを踏まえ、学習指導要領が改訂された。



## 4. 学習指導要領の改訂

### 1. 中央教育審議会答申

2016（平成28）年12月に出された中央教育審議会答申では、改訂の経緯次のように示している。



#### 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について（答申）」（2016年12月）

本答申は、2030年の社会と、そして更にその先の豊かな未来において、一人一人の子供たちが、自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために、教育課程を通じて初等中等教育が果たすべき役割を示すことを意図している。（略）

そこで本答申は、学校を変化する社会の中に位置付け、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていくという「**社会に開かれた教育課程**」を目指すべき理念として位置付けることとしている。

### 2. 改訂の基本方針

1の答申を受けて、2017（平成29）年に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、2018（平成30）年に高等学校学習指導要領が公示された。

改訂の基本方針については、2017（平成29）年6月に出された小学校学習指導要領解説「総則編」で、次のように示されている。

○今回の改訂の基本的な考え方

- ア 子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「**社会に開かれた教育課程**」を重視すること。
- イ 知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ウ 豊かな心や健やかな体を育成すること。



### ○育成を目指す資質・能力の明確化

ア 「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「**知識・技能**」の習得)」

イ 「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「**思考力・判断力・表現力等**」の育成)」

ウ 「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「**学びに向かう力・人間性等**」の涵養)」

の三つの柱に整理するとともに、各教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づいて再整理した。

### ○「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善の促進

これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要であり、我が国の優れた教育実践に見られる普遍的な視点である「**主体的・対話的で深い学び**」の実現に向けた授業改善(**アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善**)を推進することが求められる。

### ○各学校における**カリキュラム・マネジメント**の推進

児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「**カリキュラム・マネジメント**」という。)について新たに示した。



## 5. 「総則」の概要

### 1. 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す**主体的・対話的で深い学び**の実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。
  - (1) **基礎的・基本的な知識及び技能**を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力等**を育むとともに、**主体的に学習に取り組む態度**を養い、個性を生かし**多様な人々との協働**を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達の段階を考慮して、児童の**言語活動**など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の**学習習慣**が確立するよう配慮すること。
  - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、**豊かな心や創造性の涵養**を目指した教育の充実に努めること。(以下は、道徳教育で解説)
  - (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と**豊かなスポーツライフ**の実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに**体力の向上**に関する指導、**安全**に関する指導及び**心身の健康の保持増進**に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。



## 2. 教育課程の編成

- 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、**教科等横断的な視点**から教育課程の編成を図るものとする。
- 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、**豊かな人生の実現や災害等乗り越えて**次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
- 各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、**いずれの学校においても取り扱わなければならない**。
- 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない**内容を加えて指導することができる**。・・・ただし、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 各教科等の授業は、**年間35週以上**（小学校第1学年は34週）にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。
- 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。
- 教育課程の編成に当たっては、**学校段階等間の接続**を図るものとする。





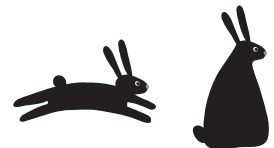
### 3. 教育課程の実施と学習評価

- 児童の**主体的・対話的で深い学び**の実現に向けた授業改善を行うこと。特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（「**見方・考え方**」）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。
  
- 言語能力の育成を図るため、各学校において必要な**言語環境**を整えるとともに、国語科を要としてつづ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、**読書活動**を充実すること。
  
- 情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。  
（小学校のみ）
  - ・児童が**プログラミング**を体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な**論理的思考力**を身に付ける
  
- 児童が**生命の有限性**や**自然の大切さ**、主体的に挑戦してみることや**多様な他者と協働**することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
  
- 学校図書館**を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の**主体的・対話的で深い学び**の実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。
  
- 児童の**よい点**や**進歩の状況**などを積極的に評価し、学習したことの**意義や価値**を実感できるようにすること。
  
- 創意工夫の中で**学習評価の妥当性**や**信頼性**が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。



## 4. 児童の発達の支援

- 主に集団の場面で必要な指導や援助を行う**ガイダンス**と、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う**カウンセリング**の双方により、児童の発達を支援すること。
- 児童が・・・現在及び将来における**自己実現**を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- 児童が・・・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、**キャリア教育**の充実を図ること。
- 障害のある児童などについては、**個別の教育支援計画**を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、**個別の指導計画**を作成し活用することに努めるものとする。
- 日本語の習得に困難のある児童**については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- 不登校児童**については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。



## Point Check

- 1 教育課程編成の基準として、文部科学大臣が定めた（ア）と文部科学大臣が公示した学習指導要領がある。
- 2 小学校の教育課程は、各教科、（イ）、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の5領域からなる。
- 3 私立学校の小学校の教育課程を編成する場合には、（ウ）を加えることができ、道徳科に代えることができる。
- 4 1958年の学習指導要領は、文部大臣が（エ）することで法的拘束力を持つことになった。
- 5 1977年の学習指導要領では、「ゆとりと（オ）」をキャッチコピーに、教育内容の削減が行われた。
- 6 1989年の学習指導要領では、体験的な学習が重視され、小学校第1・第2学年で（カ）が新設された。
- 7 週5日制への対応が必要とされた1998年の学習指導要領では、創意工夫のある教育の推進のために（キ）の時間が新設された。
- 8 【学習指導要領「総則」】  
基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、（ク）等を育むとともに、（ケ）に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との（コ）を促す教育の充実に努めること。

## Answer

ア. 学校教育法施行規則    イ. 道徳科（特別の教科 道徳）    ウ. 宗教    エ. 公示  
オ. 充実    カ. 生活科    キ. 総合的な学習    ク. 表現力    ケ. 主体的    コ. 協働

